



秋田県公報

目次

ページ

福地謙太郎
 福地謙太郎の公報(五).....1

監査委員公告

監査結果公告第5号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
 平成15年5月2日

秋田県監査委員	辻	久	男
秋田県監査委員	小田嶋	伝	一
秋田県監査委員	山田	昭	郎
秋田県監査委員	小玉	和	夫
財			1661
	平成15年3月25日		

秋田県監査委員 様
 秋田県知事 寺田 典城
 監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
 平成15年2月21日付け監委 761で通知のありましたことについて、別紙のとおり提出します。
 別紙

監査団体名	財団法人秋田県国民年金福祉協会	所管課名	福祉政策課
-------	-----------------	------	-------

監査年月日 平成15年2月3日

(指摘事項)
 未収金の収納整理に努めること。(平成12年度発生:1件16,868円)貸借対照表に計上された未払金の額と元帳の額が異なっているの
 で、債務管理を正確に行うこと。
 (所管課措置事項)
 平成14年度未までに収納整理するよう指導しました。
 債務管理を適正に行うよう指導しました。

監査団体名	財団法人秋田県勤労者福祉事業団	所管課名	労働政策課
-------	-----------------	------	-------

監査年月日 平成15年2月3日

(指摘事項)
 売掛金の収納整理に努めること。(平成14年11月末現在:54,226円)
 (所管課措置事項)
 平成14年11月以降、12,226円回収されていますが、今後とも、督促・訪問等により債務者と話し合いを続け、回収に努力するよう指導してまいります。(平成15年3月末現在残高:42,000円)

監査団体名	財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課
-------	-------------	------	-----

監査年月日 平成15年2月4日

(指摘事項)
 北欧の社公園管理事務所において徴収した利用料金を、県に直ちに納付せず、数日から数ヶ月管理事務所内に保管されていたので改善すること。
 (所管課措置事項)
 使用料については、徴収後直ちに納付するよう指導しました。

監査団体名	秋田県畜産農業協同組合連合会	所管課名	農畜産振興課
-------	----------------	------	--------

監査年月日 平成15年2月4日

<p>(指摘事項) 補助金(肉用牛出荷調整対策緊急事業補助金:700,000円)の未収分が、計上されていないので、所要の措置を講ずるとともに、今後、計上漏れのないよう留意すること。 (所管課措置事項) 補助金の未収分については、未収補助金として当該年度に計上処理し、事務処理を適正に遂行するよう指導しました。</p>			
<p>監査団体名</p>	<p>社団法人秋田県農業公社</p>	<p>所管課名</p>	<p>農 林 政 策 課</p>
<p>監査年月日</p>	<p>平成15年2月5日</p>		
<p>(指摘事項) 未収金の収納整理に努めること。 (平成14年11月末現在:272,586,129円) (所管課措置事項) 面談による督促や分割納入などにより、未収額を242,538,199円(平成15年2月末現在)まで圧縮しております。 今後とも、文書や面談による督促、分割納入の協議、必要な場合は弁護士に依頼するなど、債権の保全及び未収金の収納整理に努めるよう指導してまいります。</p>			
<p>監査団体名</p>	<p>秋田県住宅供給公社</p>	<p>所管課名</p>	<p>建 築 住 宅 課</p>
<p>監査年月日</p>	<p>平成15年2月5日</p>		
<p>(指摘事項) 分譲事業及び管理事業において、多額の未収金があり、この収納整理に特段の努力を要する。(平成14年9月末現在:7,695,696円) (所管課措置事項) 文書、自宅訪問等による本人への督促及び連帯保証人への文書督促に努めた結果、平成15年2月末現在の未収金残高は、7,188,956円となっております。 今後も引き続き回収に努めるよう指導してまいります。</p>			

<p>監査団体名</p>	<p>財団法人秋田県建築住宅センター</p>	<p>所管課名</p>	<p>建 築 住 宅 課</p>
<p>監査年月日</p>	<p>平成15年2月5日</p>		
<p>(指摘事項) 賃借料(駐車場借上)の支払いにおいて、21,000円の過払いがあるので所要の措置を講ずること。 その他固定資産(什器備品)の計上額(3,458,764円)に49,029円の償却不足が生じているので所要の措置を講ずること。 (所管課措置事項) 平成14年度決算で雑入として処理することとしております。 平成14年度決算で処理することとしております。</p>			
<p>監査団体名</p>	<p>社団法人あすの秋田を創る協会</p>	<p>所管課名</p>	<p>県民文化政策課</p>
<p>監査年月日</p>	<p>平成15年2月5日</p>		
<p>(指摘事項) (1) 会計事務に不適正な処理があるので、改善すること。 退職給与引当預金の利息(37,467円)が収支計算書に計上されていない。 社会保険料及び源泉所得税を管理する普通預金口座の利息等(60,036円)が収入に計上されていない。 3月分の社会保険料事業主負担分(171,165円)が未払金として計上されていない。 社会保険料(168,544円)、源泉所得税(179,513円)、労働保険料個人負担分(109,944円)が預り金として計上されていない。 (計458,001円) (2) 会計監査報告を監事の代理の者が署名捺印して理事会及び総会に提出しているが、監事はその性質上、各自が自分の判断と責任で単独に職務を執行すべきもので、代理の者の報告は認められないので改善すること。 (所管課措置事項) (1)</p>			

一般会計の雑収入として処理するよう指導しました。
 一般会計の雑収入として処理するよう指導しました。
 未払金として計上するよう指導しました。
 預り金として計上するよう指導しました。
 会計処理につきましては、引き続き適切な処理を行うよう指導してまいります。

(2) 今後、監事が監査の任務を果たすよう指導してまいります。

監査団体名	株式会社玉川サービス	所管課名	観 光 課
監査年月日	平成15年2月6日		

(指摘事項)
 期末決算において、営業外収益の受取利息に5,808円の計上不足があるので所要の措置を講ずること。
 (所管課措置事項)
 計上不足額については、平成14年度決算において処理することとしております。

今後は、事務処理を適切に遂行するよう指導を徹底するとともに、必要に応じて帳簿類の確認等も行ってまいります。

監査団体名	財団法人秋田県物産振興会	所管課名	観 光 課
監査年月日	平成15年2月6日		

(指摘事項)
 基本財産の処分を行う場合は知事の承認を得ることと規定(定款7条)されているが、平成13年度の出資金処分(3件、11,000千円)において、知事の承認決定通知書の交付を受けずに処理しているため、今後は適正に執行すること。
 県から受託した「物産展開催事業」について、仕様書で「首都圏で年3回実施」とされているにもかかわらず、東京と秋田で各1回実施しているが、これについての変更契約がなく、当初契約額により委託料が交付されていたので、今後は適正に執行すること。

(所管課措置事項)

今後は、適正に処理するよう指導してまいります。
 仕様書では「商談会」の開催について「首都圏で年3回実施」することとしておりましたが、より多くの事業者を参加させて事業効果を高めるため、第2回を秋田市で実施したものであり、そのため商談相手の旅費等の諸経費が増加し、第3回を開催することができなくなったものでありますが、事業に係る支出は適正に執行されており、過不足はないものと認めております。
 ただし、契約変更に係る手続きを踏まえず実施したものであることから、今後は、適正に実施するよう指導、監督してまいります。

監査団体名	財団法人あきた産業振興機構	所管課名	商 工 業 振 興 課
監査年月日	平成15年2月6日		

(指摘事項)
 未収金の収納整理に特段の努力を要する。
 (平成14年10月末現在：236,195,006円)
 (所管課措置事項)
 平成14年度においては、前年度に整備した未収債権の管理・処理体制を継続するとともに、現下の経済情勢の悪化による新規発生デフォルト案件に迅速に対応できるような経営支援課内に責任部署を設置し、未収企業の実態調査等を行い四半期毎に未収債権の見直しを図っております。

また、未収債権の分類をこれまでの4分類から5分類と更に細分化し、より実態に即した債権管理を行っております。
 これにより、償却処理を必要とする案件やこれまで不定期入金となっていた債権について、債務者や連帯保証人から定期的な回収が可能となり、平成15年1月末現在の未収額は、223,646千円となっており、前年度未残高の303,372千円に比較し、79,726千円減少いたしました。今後とも、実態に即した債権管理を行い、未収金の収納整理に努めるよう指導してまいります。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄